

昭和 51 年度税制改正大綱

昭和 50 年 12 月

軽油引取税

昭和 51 年度及び昭和 52 年度の暫定措置として、現行税率を 30% 引上げるとともに、引き上げ中 30% のうち 15% 相当分については、営業用バス、トラック輸送力の確保、物価の抑制等に資するため交付金措置（仮称）を設ける。

〔以降、昭和 53、55、58、60、63、平成 5、10、
15 各年度に、暫定税率の延長に併せ交付金制度を延長〕